

平成 25 年度における重点検討事項等について（案）

1. 専門委員会の設置

例年どおり、特定調達品目検討会設置要項の第 3 項⑤に規定された専門委員会を設置し、以下に示す重点検討事項候補（案）の中から 3 事項程度を選定し、検討を実施する予定である。

なお、以下の候補（案）は、現段階におけるものであり、今後、これら以外の品目・事項についても、環境負荷低減効果や緊急性・必要性等に係る検討を行い、重点改善品目または重点検討事項として設定する場合がある。

2. 重点検討事項候補（案）について

（1）特定調達品目の追加・見直しの考え方に係る検討

特定調達品目の追加・見直しについては、基本方針に定められたとおり、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとされており、本検討会における検討結果を踏まえ、適切に実施してきたところである。

これまでは、特定調達品目の追加や削除（対象範囲を含む）、判断の基準等の見直し等については、環境負荷低減効果の確認を前提とし、国等の機関の調達量、市場動向、政策的な側面等から個別の品目ごとに検討を実施してきた。他方、グリーン購入法が平成 13 年 4 月に全面施行されてから平成 25 年度で 13 年目となり、特定調達品目は、当初の 14 分野 101 品目から平成 25 年度には 19 分野 266 品目となる予定である。これらの品目の中には、法施行初期段階において設定され、その後、判断の基準等の見直しが行われていない品目もあることから、品目の特性に応じた原則的な見直し期間の設定や、既に十分に普及し、通常品となった品目の特定調達品目からの削除を含めた品目の追加・見直しに関する考え方について整理を行い、今後の検討のための指針の一つとすることが必要と考えられる。

このため、特定調達品目の追加・見直しの考え方に係る検討を専門委員会における重点検討事項の候補として選定した。

（2）古紙等の定義に係る検討

現行のグリーン購入法の基本方針においては、紙類（紙製品を含む）の判断の基準等に広く採用している古紙及び古紙パルプ配合率に関する定義が明確には示されていない。しかし、制度の運用上は、平成 20 年 1 月に発覚した古紙パルプ配合率偽装

問題に対応するため、平成 20 年 6 月に本検討会においてとりまとめた「古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめ¹」に示されているとおり、古紙の定義は、ISO14021 (JIS Q 14021) に準拠した、「再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律 48 号）（現、資源有効利用促進法）」の運用通達（3 生局第 343 号／平成 3 年 12 月 24 日）²に従っており、いわゆる「工場内損紙」は古紙に含まれないこととされている。また、同とりまとめには、古紙パルプ配合率の定義³についても併せて示されている。この古紙及び古紙パルプ配合率の定義については、古紙パルプ配合率偽装問題を受けて日本製紙連合会に設置された古紙配合率問題検討委員会のとりまとめの「再生紙の表示方法について⁴」においても同じ定義を用いることとされており、少なくとも国内の製紙メーカーにおいては、共通の認識となっている。

一方、紙類については、全般的に輸入量の増加が顕著であり、例えば、平成 2（2000）年の塗工印刷用紙の輸入量は 301 千トンであったが、平成 23（2011）年には 930 千トンと 3 倍以上となっている⁵。また、平成 23（2011）年のコピー用紙の輸入量は 475 千トン⁶であり、国内メーカーの販売量 806 千トン⁷を加えたコピー用紙全体の 37.1%を占めるに至っている。現段階においては、グリーン購入法の判断の基準を満たす製品は一部に限られているが、今後、輸入された紙類についても、判断の基準を満たす製品が順次上市されることも想定されることから、早期に古紙及び古紙パルプ配合率の定義を検討し、基本方針に位置づける必要がある。

このため、古紙等の定義に係る検討を専門委員会における重点検討事項の候補として選定した。

（３）再生プラスチックの定義に係る検討

現行のグリーン購入法の特定調達品目のうち、原料としてプラスチック類（繊維を

¹ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/h20com_r1/main.pdf

² 紙、紙製品、書籍等その全部又は一部が紙である物品であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの、又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、紙の原料として利用することができるもの（収集された後に輸入されたものも含む。）又はその可能性があるものをいう。ただし、紙製造事業者の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない。

³ 古紙パルプ配合率＝古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100（％）

ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。

なお、平成 16 年度の特定調達品目検討会において、判断の基準等に採用していた従前の「古紙配合率」から、上記の「古紙パルプ配合率」に変更している。

⁴ 日本製紙連合会（2008 年 4 月 2 日） <http://www.jpa.gr.jp/file/topics/20080404044926-3.pdf>

⁵ 日本製紙連合会資料

⁶ 貿易統計

⁷ 紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計

含む)に判断の基準を設定しているものは、文具類、オフィス家具等、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、公共工事の資材等であり、極めて多岐にわたる。これらプラスチック類に係る現行の判断の基準は、主として再生プラスチックの配合率(ポストコンシューマ材料を含む)となっている。

再生プラスチックの定義は、上記(2)の古紙等の定義とは異なり、現行の基本方針において、ISO14021(JIS Q 14021)に準拠し定義されている。しかしながら、曖昧な部分も多く、特にプレコンシューマ材料については、事業者独自の判断に委ねられ、また、その確認が困難である場合が多く、より具体的な定義が必要との指摘がなされている。

このため、多くの特定調達品目の判断の基準等において採用している再生プラスチックの定義を環境負荷低減の観点から検討を行い、より具体化し、可能な限り恣意的な判断を排除することが必要と考えられることから、再生プラスチックの定義に係る検討を専門委員会における重点検討事項の候補として選定した。

(4) 配慮事項に係る検討

特定調達品目間の判断の基準等(判断の基準、配慮事項及び備考)の記載内容等の整合を図り、各品目の判断の基準等をより統一化されたものに変更することが必要と考えられることから、本年度より統一化に向けた検討を開始し、可能な品目から順次見直しを実施しているところである。特に配慮事項については、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項について、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項として設定しているところである。しかし、本検討会において、その位置づけが不明確との指摘がなされたことから、将来的な扱いを含めて、その位置づけの明確化を図るとともに、特定調達品目間の記載内容等の整合に係る検討を進めることとしている。

このため、本年度に引き続き、配慮事項に係る環境負荷項目や位置づけ等を分類・整理し、今後の判断の基準等の設定・見直しに適切に反映するため、配慮事項に係る検討を専門委員会における重点検討事項の候補として選定した。なお、上記(1)の特定調達品目の追加・見直しの考え方に係る検討と併せて、検討を行うことも考えられる。